

腐敗防止ポリシー

グローバル・インフラ・マネジメント株式会社（以下「当社」という）は事業活動を行うすべての地域において、腐敗行為（贈収賄、利益供与、不正行為等）を防止し、公正かつ透明性の高い経営を確保することを目的として腐敗防止ポリシー（以下「本ポリシー」という）を制定します。

1. 腐敗行為の禁止

- (1) 贈収賄：公務員・民間企業の従業員を問わず、不当な利益を得る目的で金銭、贈答品、接待、便宜を提供または受領しません。
- (2) 利益供与・不当な利益の受領：事業上の不当な利益を得るために、直接または間接的に便宜を提供または受領しません。
- (3) 不適切な政治献金・寄付：政治家・政党への献金や寄付を不正な目的で行いません。
- (4) マネーロンダリングへの関与：違法に得た資金の隠蔽や洗浄を助長する行為をしません。

2. 贈答・接待の指針

- (1) 業務上の贈答・接待は、社会通念上適切な範囲に限ります。
- (2) 法律・規制・社内規程に違反しない範囲で実施します。
- (3) 贈答・接待を行う場合は、社内規程の手続きに則ります。

3. 社内規程等の整備および周知・研修の実施

- (1) 法令諸規則に基づき、腐敗行為の防止に関する社内規程等を適切に整備するとともに、その遵守状況や有効性を適宜確認し、その結果に応じて、社内規程等の見直しを含む必要な措置を実施します。
- (2) すべての役員および従業員等に対し、定期的な腐敗防止研修を実施します。
- (3) 本方針を当社ホームページに開示することにより、取引先等にも本方針への理解を得るべく努めます。

4. 内部通報制度

- (1) 役員および従業員等が腐敗行為を発見した場合に匿名で報告できる内部通報制度を整備します。
- (2) 通報者が報復措置を受けることのないよう、厳格に保護します。

5. 監査

- (1) 社内監査を定期的に実施し、本ポリシーの遵守状況を確認します。
- (2) 必要に応じて外部監査機関を活用し、透明性を確保します。

6. 違反時の対応

- (1) 本ポリシーに違反した場合、関係者に対し厳格な懲戒処分を適用します。

- (2) 重大な違反があった場合、法的措置を講じることも検討します。
- (3) 当局の調査等に協力を求められた場合には積極的に協力します。

グローバル・インフラ・マネジメント株式会社